

平成27年6月19日院内交流会

「野良猫保護、実験動物の福祉、被災動物と動物愛護法改正」

去る平成27年6月19日（金）15時～19時30分に、衆議院第一議員会館大会議室にて、約150人余の参加者が出席して、院内交流会を開催致しました。

本集会は、出席国会議員は、「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の、牧原ひでき衆議院議員、福島みずほ参議院議員、他に藤野真紀子元衆議院議員、生方元衆議院議員にも出ていただき、有意義な交流会でした。牧原先生、福島先生から力強いご支援の言葉をいただき、他の用があると若干早めに退席をされましたが、藤野先生は予定を変更して最後までご出席をいただき、御協力をいただきました。議連の先生方に、現場の問題、立法の課題を理解して頂く点で目的が達成されたと思います。

一ヶ月程度の短い準備期間で、皆様のご協力とご出席をいただき、約170名近くの皆様に会場を埋めていただき、大成功だったと思います。

京都市条例の問題を明らかにし、次の地域猫に関する法改正のあり方を宣言し、これが京都市猫餌やり禁止条例の流れを食い止めて、現在の猫餌やり者の保護と地域猫活動を推進する柱であることが明確になりました。

実験動物について、次の法改正では必ず制定する必要があること、被災動物を風化させず、現在の問題も含めて、立法化への現場の処理と今後の仕組み、及び法改正におけるフレームを推進する力を国や社会に働きかける土台ができたと思います。

被災動物の現場が未だ保護されない状況にあります。

ペット法塾HPで、全国の行政にも集会宣言を流したいと思います。

資料ご希望の方は下記のE-mailもしくはFAXで、H27年6月19日院内交流会資料希望の旨、連絡先（住所）を明記し申込をお願いいたします。資料代1,000円＋送料200円を下記の口座へお振込みお願いいたします。

E-mail:uedalaw@skyblue.ocn.ne.jp、FAX:06-6362-8178

[振込先口座]

みずほ銀行 神戸支店 普通 1578619

口座名 THEペット法塾

[会議の次第] (敬称略)

第1部 報告 司会：村岡眞澄

1 「野良猫保護・地域猫（第2の京都市条例は作らない）」

ー所有者のいない犬猫の保護のあり方

村山永見子（THEペット法塾）、佐川久子（京都野良猫保護連絡会）、植田勝博（弁護士）、箱山由実子（弁護士）、植木祐子（愛知県おおぶ地域ねこの会）、増田国充（ますだ動物クリニック院長）高木優治（元新宿区保健所職員）、工藤久美子（NPO法人ねこだすけ）、溝渕和人（動物ボランティアCat28）、山崎悦子（名古屋市）、佐藤泰子（静岡動物愛護犬猫ホットライン）、武藤安子（グリーンNet）、宮本充（立川市栄町猫対策委員会）、鶴田真子美（全国動物ネットワーク）

2 実験動物

植田勝博（弁護士・THEペット法塾）

3 被災動物

林太郎（弁護士）、高木優治（元新宿区保健所職員）、中村光子（ねこのマリア、東京都動物愛護推進員）

*展示：うさ氏のイラスト展示をする。

第2部 パネルディスカッション コーディネーター；植田勝博

現場からの報告、法改正の意見と国会議員との交流

1 「野良猫問題（第2の京都市条例は作らない）」

行政の餌やり規制の現場、官民一体の地域猫の立法化

パネラー；国会議員の先生、高木優治、坂本博之（弁護士）、箱山由実子、他

2 実験動物（18:00～18:40）

届出制、管理（Care）と使用（Use）の動物福祉の立法化

パネラー：国会議員の先生

3 被災動物（18:40～19:10 30分）

被災動物の実態の調査と保護のあり方

パネラー：国会議員の先生、坂本博之、林太郎（弁護士）

[宣言]

「野良猫・地域猫、実験動物、被災動物と動物愛護法改正」宣言

本日、「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」の国会議員の皆様との間で、現在の、動物をめぐる諸問題について、有意義な意見交流がなされた。

現在、全国で、自己の費用負担でTNRをし、野良猫への餌やりをして、野良猫を保護する活動に対して、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」（平成27年4月20日制定）を初めとして、行政による野良猫餌やりを禁止、規制する動きが顕著であり、野良猫への餌やりが、行政や近隣住民、ときには警察から反社会的行為ないし犯罪的行為として妨害を受ける事例が多く認められる。

平成24年動物愛護法改正において、行政の殺処分ゼロを目指して、衆議院、参議院の付帯決議6項にて、「犬猫の引取り数の減少が殺処分頭数の減少に寄与することに鑑み、引取りの要件を厳格化し（中略）、引取数の更なる減少を目指す（中略）等を通じて、殺処分頭数をゼロに近付けることを目指して最大限尽力するよう、各地方自治体を指導すること」とされ、付帯決議8項において、「不妊去勢手術をし、地域住民の合意の下に管理する「地域猫対策」を官民挙げて一層の推進を図る」こととし、「駆除目的に捕獲した猫は行政が引取りを原則としてしないこと」とされた。

しかるに、全国の政令市としては初めての京都市条例は、給餌の方法に関する市長基準が作られ、届出制を取り、猫がいた元の地域へ戻す「地域猫」を否定して、「野良猫を自宅、自己使用地で餌やりをすること」、「2人以上で、早朝、深夜はさけ、ふん尿や抜け毛などの処理など、詳細な管理責任を課」し、「近隣住民等のクレームに対しては誠実な説明と対処をすべき義務を課す」など、過大な責任を課して、事実上個人の猫餌やりを禁止し、「周辺環境に悪い影響を与えるとき」は、勧告・命令、罰則を課して、事実上、野良猫への餌やり制限、禁止をした。

所有者のいない野良猫への餌やり自体は、本来、違法性はなく、これを一般的に規制することは憲法の自由権を侵害し、野良猫への餌やり者に管理責任を負わせることは民法上違法の疑いがある。条例は、野良猫は地域の問題であり、官民一体で、避妊去勢をして、野良猫を保護し、野良猫問題を解決するための「地域猫」の制度

が法の趣旨であるところ、これを否定し、動物愛護法に違反すると言わざるを得ない。

現在、京都市では、野良猫への餌やりは迷惑行為であり処罰を受ける、との萎縮効果を生み、市民からは猫餌やりへの迫害行為を生む被害が発生している。私達は、今尚、殺す行政が続くなか、付帯決議の内容に沿って、野良猫を社会で受け入れ、猫餌やりが負担をしている地域猫活動を、官民一体となって、避妊去勢などにより野良猫を減少させ、野良猫問題を解決することを内容とする動物愛護法の改正が是非必要であり、その立法を求める。

実験動物は、日本では、平成11年以降3回の動物愛護法改正において、立法が見送られて来た。既に、EU、アメリカ等を始め多くの国で、OECDなどの国際機関、ISOなどの国際的取引ルールにおいて、また、国際的団体や機関における規制基準にて、実験動物の福祉と動物実験のあり方についての法規制がなされている。国際基準においての法規制が日本には未だなく、動物愛護法において、他の動物取扱業者が、登録制で、取扱動物についての生産、取引、管理、処分等に関する義務が規定されているのに、実験動物には、そのような法規制が一切なく、闇の中であって、治外法権の状況にある。動物取扱の事業者として、一般的な動物福祉の規制を負わない状況は異常である。

実験動物については、付帯決議でその立法化が求められており、既に、時代遅れの立法の課題となっており、国際的な開発競争力をなくすとの国内向けの論理は、最早通用をしないと考えざるを得ない。

私達は、現在、ヤミの中にある実験動物について、事業者の取扱施設、取扱動物の実態を明らかにするための届出制と、動物の生産、管理（Care）、使用（Use）、処分についての立法がなされることを強く求める。

被災動物は、2011年3月11日の東北大震災後約4年半を経過して、なお被災動物が現場に放置され、被災動物の実態さえ充分明らかではない。動物愛護法においては、被災動物の愛護と管理に関する施策を推進するために、環境省は、その基本指針を策定し、これに基づいて都道府県は動物愛護管理推進計画を策定することとなっている。付帯決議10項では、犬・猫等に限らず「牛や豚等の産業動物も生存の機会を与えること」を求めている。無惨な最期の紹介がされた牛、豚、馬などの保

護の必要性が謳われたが、今尚、犬猫の被災動物が放置されその実体さえ把握できずに、現在、被災動物の保護自体が完遂されずにある中で、実効性ある基本指針ができるとは考えられない。

行政には、被災動物の現場をよく知る民間団体、市民ボランティアと連携をしながら、被災動物の実態の調査と保護のための施策が求められる。

本日の集会では、被災動物の保護について、飼養者の避難場所での同行避難、復興住宅での飼養許可、動物救援者への支援、緊急な動物シェルターの確保などの制度設計とシステムの構築、設備が求められる。自然災害は、一定期間で全国で必ず生ずる事態であり、現在の被災動物の保護を実行をすることが、次の被災動物の保護の対策となる。

これらを実効あらしめるためには、現在の被災動物の保護のための調査、保護を実行すること、被災動物の保護のために必要な、制度、システムの構築、施設の確保を目的とする立法が必要である。

私達は、現在の現場の動物をめぐる喫緊な問題について、現場の情報を交流したが、附帯決議では不十分な実態が明らかとなった。私達は、上記の問題について、実効性のある立法が必要であることを確認した。今後、私達はこれら活動に連携して取り組むこととする。

上記、決議する。

2015年6月19日

参加者一同

主催：THEペット法塾 共催：全国動物ネットワーク